

(No.448)

ごかのお知らせ

お知らせ

家庭ごみの出し方について

(建設環境課)
家庭ごみについては、所定のごみ集積所へ出していただいておりますが、出す際に次のことに注意してください。

○注意

①午前8時以降に出されたごみは回収することができませんので、決められた時間である当日の午前8時までに出しましょう。

②分別がきちんとされていないごみに関しては、回収することができませんので、五霞町ごみ収集カレンダー等を参考

に、きちんと分別し、決められた曜日に出しましょう。
③ペットボトルは、きちんとラベルとキャップを外しましょう。

※色付きのペットボトル、洗剤の容器及び油の容器等は可燃ごみとなります。

以上のことについて、ご理解ご協力をお願いします。

また、ごみの分別等で不明な点がありましたら、建設環境課までお問い合わせください。

○お問い合わせ

生活環境G ☎(84) 3618

土地・家屋の届出について

(町民税務課)

土地や家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されます。年内に家屋の滅失(取り壊し)や増築・改築をされた場合、または売買などにより未登記家屋の所有者が変わった場合には、町民税務課まで届出ください。

また、土地の現況地目を変更している場合にも同様です。

ただし、すでに法務局で登記を済ませられている場合には、届出をする必要はありません。

○堤防強化事業での移転者のみなさんへ

年内に家屋(新家屋)が完成し、買取契約した家屋(旧家屋)の取り壊しが年明けになると、新旧両方の家屋に固定資産税が課税されます。

固定資産税は1月1日現在の取扱になりますので、家屋の完成時期と買取家屋の取り壊し時期にご注意ください。

○お問い合わせ
税務G ☎(84) 1966

e-TAXによる電子申告をされる方へ

(町民税務課)

一般的な個人所得の電子申告に必要な「電子証明書」は、住民基本台帳カードのICチップに情報を格納することにより使用できます。

○カードの新規発行

持参するもの

◆運転免許証(ICチップ入り)

◆認印

◆発行手数料(1,000円)

※免許証の内容変更や暗証番号を忘れた場合は、事前に警察署で変更手続きや番号の照会を済ませてください。免許証をお持ちでない方は文書照会、回答書のやりとりになります。

※即日発行不可

○電子証明の格納のみ
持参するもの

◆住民基本台帳カード

◆身分証明書

◆認印

◆発行手数料(500円)

※即日発行可

(カードの有効期限内に限る)

○お問い合わせ

町民G ☎(84) 1965

農業所得を申告されるみなさんへ

(町民税務課)

農業所得は収入の大小にかかわらず、すべて収支計算によって申告者ご自身で計算いただきます。販売を行わず、家事消費分のみの生産でも同様です。ご注意ください。

また、道の駅「ごか」農産物直売所へ出荷販売をしている方は、農協から発行される清算書(販売伝票)を保存しておいてください。

なお、今年度も平成25年2月上旬に農業所得事前相談会を予定しています。

○農業所得の計算方法

収入金額ー必要経費

＝所得金額

※通帳からの引き落としでは経費の内容が分からないことがありますので、必ず領収書や販売証明書などを受け取り、保存してください。

○お問い合わせ

税務G ☎(84) 1966